

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

えびの市の総人口は、昭和 60 年の 28,034 人を 1 つの頂点として減少が続いている。令和 7 年 4 月 1 日の住民基本台帳人口は 16,806 人となっており、人口構造を見てみると老年人口が多く若年人口が少ない逆ピラミッド型ともいえるべき構造となっている。また、えびの市では転出者の増加に伴う人口の社会減が進展しており、とりわけ進学・就職を機とした市外への転出が多いのが現状である。このような状況を踏まえ、今後も地域の自立と活性化を目指す上では、えびの市の活力となる産業の振興および雇用の安定化がより重要性を増していくものと考ええる。

えびの市の令和 2 年度の産業別就業者構成比を見ると、第 1 次産業の割合が宮崎県や県内他市と比較して大きくなっており、第 1 次産業が 22%、第 2 次産業が 20%、第 3 次産業が 58%となっている。また、産業大分類別による産業別の雇用者数をみると、「医療、福祉」が最も多く、「製造業」、「卸売業、小売業」、「農業、林業」、「建設業」と続いている。

しかしながら、えびの市管内の令和 7 年 4 月時点の有効求人倍率は 1.36 倍であり、人手不足・労働力不足が問題となっている。今後、市内の中小企業では、少子高齢化・人手不足が続く中、人材の確保・定着や労働生産性の向上を図ることが重要である。

こうした状況に鑑み、老朽化した設備からより生産性の高い設備等の導入・更新を促進することで、生産性の向上、経営基盤の強化、企業の競争力を高める必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、設備の更新による生産性の向上が雇用の拡大に繋がる好循環を実現し、中小企業の活力ある成長発展とえびの市経済の活性化を目指す。

これを実現するために、計画期間中に 10 件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均 3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

えびの市内の中小企業者による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において

対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

えびの市内全域において中小企業者が事業を営んでいることから、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

えびの市内の中小企業者は、業種を問わず労働生産性の向上に苦慮しており、各業種で広く生産性向上を実現する必要がある。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和7年7月27日から令和9年7月26日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象外とし、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

(3) 市税を納付している者との公平性を確保するため、納期の到来した市税に未納がある場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。